慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	フランク時代におけるcomitatusの展開
Sub Title	Entwicklung des "Comitatus" in der Frankenzeit
Author	宇尾野, 久
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1958
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.51, No.8 (1958. 8) ,p.669(15)- 682(28)
JaLC DOI	10.14991/001.19580801-0015
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19580801-0015

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

のワーカーが益々大きな割合を占めることになり、一九四六年には、改組して米国グループワーカー協会となった。教育方面及びレクリエーション方面のワーカーも加入できることになっているが、社会事業のワーカーが大多数を占める。この協会は一九五二年に、各種ソーシァルワーカーを一団体に組織する計劃に参加した（Fink, Wilson, and Conover 前掲書五〇七―五〇八頁）。

この事情は、SGWが行われる領域が拡がるという可能性を弱めるものである。また社会事業の内部でも、社会事業大学出身の専門家が著しく不足している。従って容易にSGWが外部で用いられようとは思われない。しかし乍ら、SGWが他のGWより高度のものであるならば、いつかはそれが社会事業外でも行われるかもしれない。という意味は、問題を持った個人に対して問題解決を援助するよりは、グループ活動を通じて個人の社会的発達を援助することに重点を置いて、高度のGWが行われることになるかもしれない、ということである。そうなるとその仕事は、少なくとも前に述べたような社会事業ではなくなるが、その場合にもやはりそれを教育事業とかレクリエーションとかの中で行われるSGWと考えること、即ちケースワークと不可分の関係で結びついているGWと考えることがよいのではなかろうか。何となればその仕事の進歩と改善とは、ケースワークと共に一体として研究され実践される場合にのみ、可能であると思われるからである。要するに私が言いたいことは、ケースワーク・GWの内容も変って来たしその領域も広くなって、従って社会事業の実態は変って来たこと、右に述べたSGWの領域拡大の可能性はとも角として、今後も何か変化が起こるであろうこと、それに応じるために概念は伸縮性を持たねばならぬこと、それにはいわゆる技術論的概念規定をすべきだと思うことである。それはケースワーク・GWなどを分野として見ずに過程として見て、斯かる過程を含むものを社会事業と考えることであり、従って教育事業・レクリエーションのGWがSGW化する場合に、やはりそのGWを社会事業と考えることである。その場合に、その仕事を進歩させ改善する努力は、最も効果を挙げ得るものと思う。そのようなGWを社会事業と認めないとしても、事実上その技術の進歩改善のための研究・専門家の養成などは、社会事業に関する研究・教育の機関に依存せざるを得ないだろうと思うからである。(注一三)

(注一三) 斎藤勇一著、グループ・ワーク――小団指導――福祉春秋社、一九五一年（?）刊、三頁「グループ・ワーク（小団指導）は社会事業ではない。社会事業に於て広く用いられ、且つ有効な社会事業の方法の一つである。しかも（中略）社会事業の基本的方法の一つとせられて居りその意味ではソーシァル・グループ・ワーク（社会的小団事業）と呼ばれる。」と言うのは、社会事業というものが別にあって、GWはそのための方法の一つであると言っているように受取られる。本稿ではケースワークと結合するGWは、方法であり過程であるけれども、その方法・過程それ自体が社会事業の本質的要素と考えられているわけである。

フランク時代における comitatus の展開

宇尾野 久

カロリング時代に著しい社会的展開をとげる太公（dux）や伯（comes）と寄進帳やその他の資料に現われてくる自由所有地（allodia）所持者[1]によって形成されているガウ又はウィラの対応関係については従来社会経済史の学説史のうえでは殆どグルントヘルシャフト形成の問題として扱われてきた。

例えば Karl Theodor von Inama Sternegg, Deutsche Wirtschaftsgeschichte. I. Bnd. S. 278 ff. では『大グルントヘルシャフテンとその農制の形成』といった論題のもとでまずカロリング時代の王領地の大拡大（一七六の大 Kammergüter. ibid., S. 281.）が、開墾、没収、帝国聖堂料地の支配等によって進展したこと、更に帝国の貴顕達の領地や封地の増大が挙げられている。

Karl Lamprecht, Deutsches Wirtschaftsleben im Mittelalter. I. 2. S. 991. ff. では Die Grundherrlichkeit. の表題で、部族法時代の自由人と完全な物権的支配（die volle sachenrechtliche Herrschaft）の対象としての非自由人の人的関係からカロリング時代の一般自由人が、主人の Grundholden[2]となった非自由人に殆ど又は完全に等しくなり、裁判やマルクのアルメンデの上級所有権、中世的独占権等を通じてグルントヘルとグルントホルデンの中世的人的関係が生じたこと、更に別に die Immunitätsgrundherrschaft の形成等が述べてある。なおラムプレヒトはカロリング時代の大グルントヘルシャフトと小グルントヘルシャフトの共存を認め、また王料地地域の領土的閉鎖性に対して貴族的土地所有の Streulage を特徴づけることによって（ibid., SS. 738-741.）九―十三世紀にいたるモーゼルランド地方のグルントヘルシャフテンの複雑な姿をえがき出している。この点で小グルントヘルシャフテンを犠牲にしての大グルントヘルシャフトの拡大を説く Werner Wittich に対して著しい対照をなしている。

更に A. Dopsch, K. Wührer, R. Kötzschke, von Below, F. Lütge, K. Verhein 等にいたる王及び聖俗両界のグルントヘルシャフトの内面的探究はたしかにグルントヘルシャフトの内容を

豊かにしたが、半面グルントヘルシャフトといった概念軌道を設けることにより恰もLandeskundeのそれと同様に同一概念の時代的又は地域的反復の危険をも誘発する。従ってそのような概念軌道をみとめるとしてもそのための迎合的な安易さと固定化を脱却するための方法が考慮されねばならない。そこでそのような研究成果の必然性の上でフランクのcomitatusの展開過程が問題となる。

ハインリッヒ・ミッタイスは紀元九〇〇年頃約廿九の独立の伯領が存在した[3]と述べている。確かにアインハルトのカール大帝伝[4]や年代記[5]又はコーデックス・ラウレスハメンシス[6]等から推して時に重複してその名があらわれるとしても伯がかなり存在していたことが知られる。

之等の伯はカロリング時代にその軍政上の意義を飛躍的に拡大したが、勿論此の時代に一挙に形成されたものではなく、部族法典の中ですでに王権の奉仕者としてあらわれてくる。

一　部族法典におけるグラーフ

サリカ法典（Geffcken）においてgrafioは多く方伯としてあらわれ、当時之等のgrafioは下級の機能しか果さなかった。例えば同法典四五章De migrantibusでは不法な村内移住者の追いはらいや同五〇章（三、四）De fides facta.での債権の執行等その他五一章（二）、五三章（二、四）、五四章（四）等においても、国王の奴隷であるsacebaroまたは副グラーフ（obgrafio）と並んで警察及び裁判執行機関としての機能を果している。

従ってフランクの伯が、王からその委託と権利をうけとりまたその執行の権能が自生的な性質をおびているHerr、つまり個々の地方（Landschaften）の貴族的権力者であり、伝来の意味での伯職制はBeamtengrafenと調和しないといった支配的な学説[7]から出発することをやめ資料からザッハリッヒに研究しようとする試みが行われる[8]。そのような観点からみるときグラーフが自由なフランク人の三倍のWergeld[9]（600 solidus）をうけとったことはグラーフがVolksrechtでなくKönigsrechtに基づいていたことを証明する。尤もサリカ法典のgrafioには直接Königsbeamterとしての記述がみいだされない。しかし同法典は古高地ドイツ語のambaht（officium）と同じ意味の王職——dominica ambasia (ibid., Tit., I. 4.)といった表現を用いており、これはratio dominica (ibid., Tit. 50. 4.)に相当する。従って国王の用事を果すKönigsdienstとしてのグラーフの奉仕はambaht（Amt）に凝縮してゆく。このようにKönigsrechtに基づくグラーフのambahtは古いVolksrechtに基づいたthunginusに対して対照的な史的方向を示している。

グラーフの本来の機能がgerefa（≪rôva）（軍の分隊の指揮者）からさらにcomes, comites（従者、国王の側近）[10]に及ぶとすればグラーフシャフトの本質は部族社会から出て最後に之と対立する王権を媒介とした封建的対人関係にある。例えばWandalenの

comesは一定のAmtをおびず、王の愛顧を享け、王から色々な方法で用いられた人々の一部に与えられたTitel であった[11]。

然し乍らLex Ribuaria（Tit. 53. 1.）では「グラーフ（comes）と呼ばれるところの、国庫の裁判官（iudex fiscalis）」"iudicem fiscalem, quem comitem vocant."と言うように王のRichter（又はKönigsbeamter）としてのiudex fiscalisがcomesに等しいことを規定している。ところでリブアリア法典のこの部分はサリカ法典の改作であり、新しい事態に適応したものなのでサリカ法典のNovellenに関連をもち[12]、その Novellen では Iudex h.e. comes aut grafio.[13]と言うように述べている。

五七三—七五年のChilperich王のedictumは、graphioと言った表現を用いているがこの場合のgraphioはNovellenやLex Ribuariaのiudex-grafio (Richter)に当り、thunginusのもとで警察又は裁判執行の下級の機能を果しているサリカ法典のgrafio ともちがっている。このように六世紀以来のメロヴィング朝のgrafioはiudexと同じ意味であり、grafio-iudex, iudex-grafioの関係にあると考えてよい。つまりこの時代における経済、社会の貴族的転換[14]によるフランクのグラーフの政治、社会的意義の増大の結果、grafioはiudexの高められた地位に上昇して行った。

しかしそれと同時にグラーフシャフト自体に分裂の契機があらわれ、例えばリブアリア法典第四部（八〇章—八九章）中八八章[15]ではlarius vel quibuslibet gratibus sublimitas といったようにcomesとgrafioが並行して述べられている。

六—七世紀にはこのようにcomesの用語は、iudexやgrafioを排除せず、comesとiudex-grafioは共通点と共に異質の面をも有していた。その差別性の点について考慮すると、comesはすべてのgrafionesがそれをもたなかったEhrentitelであったにしろ、あるいはリブアリア人がcomitesと一般に呼んでいたにしろ、いずれにしてもその表現はローマ＝ガリアの官用語からおこり、このラテン語の表現法はローマのcomes-Titel とりわけローマ的な管理役人としてのcomes civitatisおよび軍指揮者としてのcomes rei militaris[16]と結びついた。他面comesとiudex-grafioの共通性の面では上述の如くcomesの地位は事実フランクのiudexに相当し、comesの記述は六世紀のガロ＝ローマの都市では普通であった[17]。

二　記述史におけるcomes

Gregor von Tourは王から任命されたその管区（Gau; civitas）内のRichterやGrafenについて述べている。グレゴリウスの述べている伯の一人であるPalladiusは王Sigibert (561-77)からJavol市の伯職（Comitatus in urbe Gaballitana）を得たが同人と司教間の争が生じたため、一年後にその伯職をはなれている（remotus a comitatu）[17]。

見があげられ、正確な調査が行われることはその後の伯職の展開にとって注目に値する。

しかし、これらの comes を任命することは王の統治領域を確保する手段でもあった。例えば Guntram 王は自分自身のために甥の Chlothar の王国を統治しようと望み、これまでの伯のかわりに新たな伯 Theodulf [Andegavis (Angers) comites] を任命したが、Theodulf は市民に反対され、Sigulf (dux) に援護されて漸く伯職を遂行している[23]。

王位簒奪者 Gundovald にかたんしたボルドーの伯 Garacharius は Guntram 王（五八四年）くのトールのグレゴリウスのとりなしでその謀反の罪を許され、また没収された全財産を返還されている[25]。

なお Childebert 王（五九〇年）の時にトール地方で裁判権を行使していた下級裁判官（vicarius）の Animodus[26] や以前に Saintes の伯であった宮宰の Waddo[27] 更に dux に上った Arverna の伯 Nicetius[28] また Chilperich 王の命により剃髪して Dax(Urbs Aquensis) の司教となった Nicetius(comes)[29] 等が述べられている。勿論これでフランク人史のすべての伯職が挙げつくされた訳ではない。しかし以上の若干の事例によってもグレゴリウスは comitatus をただしく actio[30] 又は officium（Amt）[31] 及び Amtsbereich[32] と考えていたことが知られる。

グレゴリウスは前述のように comes urbis または comitatus in urbe vel civitate と述べている。このさいの urbs 又は civitas のもとでは本来の都市領域のみならず都市に所属するラント区域、つまり pagus vel terminus 又は pagus vel civitates[33] が考慮されている[34]。たとえば vicarius が管理し、comes urbis がさらにそれを監督しているトールの pagos-Turonicae urbis termino[35] はその例証となろう。

Pagus と comitatus が一致していることは前述の Meaux の伯領域（comitatus）をひきうけた comes Gundovald がその職域内の都市のベーグスをめぐりあう[36]たことからも知られる。

グレゴリウスは comes に一定の pagus を割り当てているがゲルマン的な用語である Gau とか grafio を用いずローマ的な civitas, terminus, comitatus, comes の表現をしている。しかしこの用語の内容はかつてガリアに施行されたローマの属州の行政制度と合致せず、たとえローマの影響をうけたとしても当時のフランクの制度を意味している。グレゴリウスの述べている comes は前述の iudex(grafio) のような Richter, Polizei の機能及び Heerführer (comes militiae)[37] の役割を果しており、前述のように伯より Amtsherzog としての大公に上った者は、バイエルン部族法典等にみえる Volksherzog とは区別される。

そのような comitatus と ducatus の関係について Migne は "Ex hoc aliisque similibus locis probat Bignonius duces comitibus potestate superiores fuisse, nec requisitum fuisse ut duodecim comitatus duci subjicerentur."[38] と述べている。もっとも Grifo[39] は大公のしきたりで十二の伯領（12 comitatus more ducum）[40] を保持していた。

だが comites が都市領域における iudices としてのその性質上 duces に服属していたというようなことは、グレゴリウスのどの箇所にもでてこない。つまり comitatus (Grafschaft) と ducatus (Herzogtum) が並行関係にあるのか上下関係にあるかが明示されていない[41]。しかしグレゴリウスの次の記述はこの問題に示唆を与える。

「Tour と Poitier の大公職を掌握した Ennodius なる者が今や Aire と Lescar の統治をすることとなった。しかし Tour と Poitier の伯達は Childebert のもとに行き、Ennodius がすべての都市から離れているという理由で、伯達の都市から Ennodius を撤回した。」(Historia Francorum IX. 7.) このことから伯が設けられた処では通常大公が居てはならず、大公が居る処では伯が居らなかったと E. F. v. Guttenberg は述べている[42]。おそらくバイエルンのような Volksherzog の存在した処では大公に服属する伯がみられ、また Amtsherzog の場合には通常伯との並存が生じたのであろう。なお人民の意思による大公の任免の例として Champagne の Wintrio dux がその Gauleuten (pagensibus) からおいたてられ、その大公領を失ったこと (Hist. Fr. VIII. 18.) があげられ、また Childebert 王のもとで莫大な贈物により伯より大公へ任命された Nicetius (Hist. Fr. VIII. 18.)

Auxerre 市の伯 Peonius は Guntram 王への贈物によりその在職期間を延ばし、また Comitatus をにまかしている (A.D. 569.)[18]。更に Marachar は永く Angoulême 市の伯職を勤め、その任期満了後聖職者となっている[19]。そしてその甥の Nantinus も毒殺された叔父の復讐のために伯職を求め、それに就任した[20]。

Tour の Leudast 伯についてグレゴリウスはきわめてロマンティックな物語を伝えている。Leudast はボルドーから離れた Gracina と呼ばれた島で王領地の葡萄摘り人の Leocadius という奴隷から生れた (a fiscalis vinitoris servo, Leocadio nomine, nascitur.)。それにもかかわらず Leudast は Charibert 王の后の寵顧をうけ comitatus stabulorum となり、その後トール市の伯に任ぜられた[21] (comes Turonis destinatur.)。

なおグレゴリウスは Comites を任免し、ある領域から他の領域へ移す王の権力は自明だとしている。例えば Guntramnus 王は Orlean の伯 Willachario をトールの伯にしている[22]。しかしただ一度だけ前述の Leudast 伯がその汚行のために司教や人民の選択で (data nobis et populo optione) Eunomius にとりかえられ、伯職を免ぜられたことが述べられている[23]。もっともこのような事態は Chilperich 王（五八〇―八四年）がレウダストによってトールの教会や全民衆に加えられた悪事を聞き、聖マルタンの祝祭にやってきた (dux) Ansovald を派遣して行わしめたことであるが、そのような事態にさいして王宮に達した司教の請願や民衆の意

は国王の任命した太公の例としてあげられる。

上述の Ennodius はその公事(rei publicae)としての ducatus を離れた後、私事に専念した(privati operis curam gerit)とみえている(Hist. Fr. IX. 7.)。しかしそのような公事としての ducatus や comitatus を司るには dux にしろ comes にしろ公然と叛逆せぬかぎり、王の裁可なしにはその officium を行使し得なかった、だが王に忠誠な限り、その富や名望によりすぐれた Herr たり得た。

このような Die Allodialherren の発生は国制の進展と言う新たな問題を提起する。Alfons Dopsch はすでにそのような歴史の転換を敏感に次のことのうちにみている。「Chlothar II の六一四年の有名なパリー告示は経済と社会における貴族的転換の偉大な記念として聳えたつ」[43]と。つまりこの告示によってグラーフの任命はその支配する comitatus に土地を所有する者の中から行われねばならぬこととなり[44]、グラーフの官職は土地所有貴族の手に移った[45]。

国王は伯を自由に任免又は転勤せしめることが困難になり、honor-ambaht としての伯職の消滅は貴族に生活の破壊を齎さなくなった。たしかにその意味でこの時期までにフランクの貴族はその Gau 又は civitas にその生活の根をおろしたと言えよう。しかしその場合にもグラーフはガウのグラーフというよりもむしろガウにいるグラーフといった方がより適切であり[46]、その性格上ザクセンの Grafen[47] や Gaufürsten[48] と区別される。

Fredegar の年代記においても dux と comes は Heerführer としてあらわれる。Dagobert の治世の十四年（六三五年）Wascomia への進軍で軍勢をひきいた十人の太公の名とともに [qui cum decem ducibus cum exercitibus, id est, Arimbertus, Amalgarius, Leudebertus, Wandalmarus, Waldericus, Ermenus, Barontus, Chairaardus ex genere Francorum, Charamnelenus ex genere Romano, (Wilibadus patricius ex genere Burgundionum), Aigyna ex genere Saxonum] 自己の上に太公をもたぬ多くの伯（……comitibus plurimis, qui ducem super se non habebant.）[49]があげられており、その事情はグレゴリゥスの時代とあまり異なっていないが、六一四年のパリー告示に表現される七世紀の新しい事態がここで注意されねばならない。つまり pagus は（その Herr としての）comes に緊密な関係をもち、例えば Elsass の伯アイノウァラウスはそのガウ民と共に（Aenovalaus comes Sogiontensis cum pagensibus suis）[50]出陣している。

フレデガリゥスの年代記から史実を論証するには確かにそれが伝説として一般に流布されていたブルグンドの特殊事情を顧慮せねばならぬがしかしそれと同時にこの年代記にも七世紀のフランクの共通な性格がくみとられ得よう。

Erich Frhr. v. Guttenberg は自生的グラーフシャフトやパーグスの問題で屢々ハインリッヒ・ミッタイスに対立し乍ら comitatus urbis について、都市グラーフシャフトは、フレデガールの年代記では全く明らかにラントの分割原理をなしていると[51]述べている。E. F. v. Guttenberg の述べる das Einteilungsprinzip des Landes がいわゆる divisio imperii まで拡大されるか否かは明示されていないが An. 806. Divisio imperii において pagus (ibid., 2.) 並びに comitatus (ibid., 4.) がラント分割の単位になっていたことは確かであり、また五世紀にガリアは十七のプロヴァンスと百十二の civitates[52] に分れていた。これらの civitates が上述のように本来の都市領域のほかに都市に所属するラント区域を包括するものであり、その限りにおいて都市グラーフシャフトは都市周辺の小地方としてのガウを包含する。

しかしこの都市グラーフシャフトも一般のグラーフシャフトと同様にその中に六一四年のパリー告示の教会インムニテート領域等を含む一円化されぬ領域であり、ガウ自体必ずしも一定の限界や広さをもたぬ不確定なものとしてあらわれた。しかし Guttenberg は pagi は限界づけられたものと考えるべきであり、そのことは都市ガウのかわりに termini が用いられたことからも証明されると説く。フランクの南部や西部に比してゲルマニア地方のガウは一般にその境界が漠然としていた。その点でグレゴリゥスはパーグスを二様の意味に用い、(一)都市の全領域（the whole territory of a city）従って civitas と殆んど同じ意味及び (二)単に一小地方（only a small district）というように考えている[53]。そしてグレゴリゥスは territorium, pagus, terminus を都市が教会及び行政の中心であった地域（area）をあらわすものとして同じような意味に用いている[54]。

したがって Erich Frhr. v. Guttenberg は「グレゴリゥスはしばしば pagus と comitatus を交互に用いており、フレデガリゥスでも comes は pagenses[55] の上におかれており、comes は七世紀にも資料の中で grafio と訳されているので Dagobert (an. 622.) 後の時代に伯の任務範囲や活動範囲は殆ど変化なかった。しかし伯の勢力はガウ内の裁判官といった責任重大ではあるが限定された地位をこえて著しく増大した[56]」と述べている。

しかし之は伯の勢力の拡大というよりもむしろフレデガリゥスやその後継者が述べているような宮宰の政治闘争、太公の軍事活動と自主性の増大等に反映された大貴族勢力の上昇であり、フレデガリゥスに乏しい伯の記述もまたその方向で理解される。

なお Erich Frhr. v. Guttenberg はパリー告示（六一四年）以来伯の地位の決定的転換やその役人たるの性格の根本的変化は必ずしもあらわれぬ[57]とのべているがしかし伯の役人の性格が次第に失われ、むしろ自己の責任において問題を解決する王の受託者たる性格がつよくなった面[58]も考慮せねばならぬであろう。

勿論このことは国制の展開を推進する王、宮宰、太公、伯、ガウ住民等のダイナミックな政治経済勢力の変転の中で具体的に把握すべき問題である。

三　Formulae における comes

七世紀の後半に聖職者 Marculf によって作成された Formulae Marculfi は確かに年代記やその他の文書における伯職についての一つの結論を示しており、Erich Frhr. v. Guttenberg はこれを次のように要略している。

一、裁判の権威の委任は王の信託行為であり、マルクルフ書式集は大公又は伯の任命につき「予めその忠誠及び能力が証明されぬ以上、誰にも軽率に裁判権は委譲されるべきでない」nec facile cuilibet iudiciaria convenit committere dignitatem, nisi prius fides seo strinuetas videatur esse probata. (FF. Marculfi, liber 1, Nr. 8, S. 47 ff.) と述べている。

二、これまで汝の先任者がしかく行いきたったように "antecessor tuos illi usquae nunc visus est egisse," 王はかくて汝にそのガウ内の……伯職を委譲す。"ideo tibi accionem comitiae ……in pago illo." (ibid.) したがって伯職は世襲でなく、そのつどあらたに伯職の遂行と支配が委譲されねばならない。"tibi ad agendum regendumque commissemus." (ibid.)

三、その前提は王の統治に対する不変の忠誠である。"ita ut semper erga regimine nostro fidem inlibata custodias." (ibid.)

四、職権は全人民、つまりフランク人、ローマ人、ブルグンド人もしくはガウ内のその他の種族におよぶ。"omnis populus ibidem commanentes, tam Franci, Romani, Burgundionis vel reliquas nationis." (ibid.) これらの人々は伯の統治に服する "sub tuo regimine et gubernatione degant et moderentur." (ibidem).

五、伯の特別な任務として

(a) 伯はその支配に服している者達をただしく法と慣習にしたがって指導せねばならない。"eos recto tramite secundum lege et consuetudine eorum regas." (ibidem)

(b) 伯は寡婦や孤児達の最強の保護者でなければならない。"viduis et pupillis maximus defensor appareas." (ibidem)

(c) 伯の統治のもとで人々がうっとうな生活をし、平穏を享受しうるように伯は盗人や犯罪者の罪を厳烈に阻止せねばならない。"latronum et malefactorum scelera a te severissimae repremantur, ut populi bene viventes sub tuo regimine gaudentes debeant consistere quieti." (ibidem)

(d) 王家地領域内の役職から期待されるものは伯みずから毎年王庫に納むべし。"et quicquid de ipsa accione in fisci dicionibus speratur, per vosmet ipsos annis singulis nostris aerariis inferatur." (ibidem). 伯この納入物は

裁判収入である。[59]

伯の任命文書で伯の軍事義務が述べてないことは確かに Erich Frhrv. Guttenberg が述べるように[60]注目すべきことであり、他の法律資料と同様に裁判や警察義務しかあげられていない。ただフレデガリウスが専ら伯の軍事行動について述べている。従って F. F. v. Guttenberg は伯の軍事活動はその役職の本質及び本性でないと考えている。[61] つまり伯の役職は王の特命によって定められ、また期間的に限定されていた。従って遂げられた伯の名望や自覚を強め、Amtherzog（官職太公）への上昇の可能性の道が開かれた。

フレデガリウスの時代つまり七世紀に伯の軍事活動がみられるが、官職太公は部族太公化し、このようないわば上級グラーフとしての官職太公の部族との結びつきまたは門閥化と同時に下級グラーフは再び背後におしやられ、軍事活動は一般に伯のものではなくなり、その官職の本質的なもの――つまり裁判官の官職がマルクルフの任命文書書式にあらわれたと v. Guttenberg は考えている。[62]

然し七世紀の後半にマルクルフによって作成されたこの書式集は八〇〇年以前にカール大王の書記局で新しい言語要求に応じて Formulae Marculfinae aevi Carolini として作りかえられた[63]ことを考えるとき、この書式集の中で王権が強調され、伯職が王権に由来することを説くのは当然であろう。そして伯の軍事活動についてもたとえそれが歴史的に後退の傾向にあったとは言え、尚軍事が日常の仕事であった七―八世紀の社会事情を考慮する必要があろう。若しそうだとすれば一般自由民（Gemeinfreie）に当然のことされた軍事義務は伯において特別に規定する必要はない。

宮宰カール・マルテルやピピンが王国の実権を握って以来、国王の官職の拡大や自立化が国家にとって何を意味するかを充分承知しており、伯のそういった欲望を阻止することも理解していた。従って伯が官職に基き又は混乱した時代に之迄達成したことはそれ以来成功しなくなった。かくして伯職についての規定も従来の法規範にならってこれをくりかえすのみとなった。この時代にも伯の Richter としての性格（F. Tur. Nr. 33.）やフレデガリウスの続年代記においてあらわれるような伯の Heerfuhrer としての性格がみられる。"cum reliquis ducibus et comitibus, illis partibus cum apparatu hostili (Heerwesen) dirigit." (Migne, ibidem. pp. 677-678.) (an. 737)

然し他面私文書の中でこの時代の伯の証人名が多くみられ、そのような事態は勢力者が伯を味方にひきつけ、その支持者としたことを推定せしめる。なお王の親近者が多くの伯領をその若年に支配し、伯職は国家奉仕の高度な分野となる。[64]

この時代の伯の官職の性格は確かに国家権力の革新者達ほどはっきりしないが、たとえ伯の官職の本質が不変だとしても新たな勢力者達の伯への働きかけや新たな国家権力を頂点とした社会経済構造の転換並びに軍政の展開は伯の官職の担手に著しい影響を及ぼす。

そのような官職の担手つまり伯の官職の主体的条件がここで問題

しかしロルシュ文書における前掲の伯のリスト中にもすでに伯職の世襲化の傾向がみうけられる。たとえば Ruopert comites—Cancor illustris rhenensis pagi comes (an. 764-772.)—Heimerich comes (an. 764-782.) は父一子一孫と伯職をついでおり、カンコールと同様ハイムリックもライン・ベーグス (Babestat) (uilla vel marca) (C.L. Nr. 178.) の comitatus に任命されている。この外 Warin comes in pago lobodoninse (an. 765-792?)—Widegowo comes in pago lobodoninse (an. 799-823.) (C. L. Nr. 774.) も父一子と伯の官職についている。

なお E.F.v. Guttenberg は伯は potentes (grosse Grundherren) 又は allodialle Machthaber ではなく、potentes や optimates から区別され、その後におかれていたこと、また伯は元来ただ magnificus のタイトルしかなかったが Dagobert (rex) (an. 622-638) 以来 vir inluster (illuster) とも言われるようになった[68]と述べている。前述の Cancor illuster comes はまさにその例証となろう。

しかしチューリングの Matto comes のようにフルダ修道院に豊富な資財 (Güter) を寄進した[69]場合もみられるのでおそらく（七一七年）伯制度のしかれたこの地方[70]では v.Guttenberg のように reines Beamtentum の観点でなく古い Volksadel が伯職の担手になる場合も起る。このことはザクセンの貴族から (ex nobilissimis Saxones genere) ザクセンの地に comites を任命する[71]場合にも開に大きな影響を与え、その純粋な官職の性格論のみでは処理しきれぬ問題、例えば伯の missi としての機能等が新たに生じてくる。）

——一九五八年四月十五日——

注（1） M. G. Lex Baiwariorum. VII. 5. S. 352.「彼（自由人）がいかに貧しくとも、その自発的意思により誰かに（それらを）引渡そうと欲せぬ以上、その自由身分もその相続財産も失うことなし、但し彼はこれ（それらの引渡し）を為す権能を有す。」——カロリング時代にはこのような自由人がかなり存在した。

（2） 尤もフランスの史学者達は、「その階級が九世紀から消滅の途上にある les esclaves domestiques (mancipia); les nonlibres (servi)」……Ferdinand Lot, Nouvelles recherches sur l'impot foncier. P. 80. または「mancipia（少し前に、古典ラテン語で、esclaves の同意語）」……Marc Bloch, La société féodale. la formation des liens de dépendance. P. 394. としている。

（3） H. Mitteis, Der Staat des hohen Mittelalters. S. 130. 29 selbständige Baronien. (R. Poupardin, Les grandes familles comtales. Rev. Hist. 72, 1900, 72 ff.)

（4） Einhardi vita caroli magni imperatoris. comes……十五人。

（5） J. P. Migne, Pat. Lat. tom. CIV. P. 475. comes…

となる。その際試補の加く伯の任命の前提条件は忠実と有能さ (fidem et utilitatem) にあり、その逆ではない。勿論現実のその相互作用を否定するものではないが論理的には伯なるが故に名望家又は勢力者となるのではなく、名望家又は勢力者なるが故に伯に任命される。従って Erich Frhr. v. Guttenberg の次の見解は再考の余地が残されている。

「メロヴィングの伯はその社会的な地位にしたがえば grosse Herren であったことは疑ない。伯は一般に高度な国家役人であるのをつねとする。伯の官職の発展や拡大は王くの奉仕や王から発する前令権の権能にその根源を求むべきで、自生的権力 (allodiale Macht) をもつ貴族的勢力者 (adelige Machthaber) としての自主的な (autonomen) 地位に求むべきではない。」[66]

伯の官職を純粋に官職のみに限定して考察すればたしかにそれは王権に由来するがそれだけでは不充分であろう。

なお「自生的グラーフシャフトという前提はとりわけ六一四年のパリー告示後急速に伯式の世襲化にみちびくことになる。しかし六世紀の伯の在職期間の限定や贈与や請願によって親近者に伯職を確保しようとした試みは反対のことを示しており、七世紀にも伯職の世襲の証拠がない。八世紀にもその確証がなく、カール・マルテルが七一四年に征服された宮宰 Raginfrid に生涯 Angers 市の伯職を与えた[67]ことは伯職の在職期間の制限をもち出さなくとも伯職の世襲が許されてなかったことを立証する。」

伯の官職を純粋に官職のみに限定して考察すればたしかにそれは王権に由来するがそれだけでは不充分であろう。

なお「自生的グラーフシャフトという前提はとりわけ六一四年のパリー告示後急速に伯式の世襲化にみちびくことになる。しかし六世紀の伯の在職期間の限定や贈与や請願によって親近者に伯職を確保しようとした試みは反対のことを示しており、七世紀にも伯職の世襲の証拠がない。八世紀にもその確証がなく、カール・マルテルが七一四年に征服された宮宰 Raginfrid に生涯 Angers 市の伯職を与えた[67]ことは伯職の在職期間の制限をもち出さなくとも伯職の世襲が許されてなかったことを立証する。」

V. Guttenberg と逆のことがおこる。したがって V. Guttenberg はその立論の妥当領域を限定し、フランクの出発点となるライン西方の領域について語っている[72]。

このような伯の官職の担手の問題はそのトレーガーの Stände にまで及ぶ。

伯がガロ＝ローマの Senatorialenadel から任命されたことについて Karl Friedrich Stroheker, Der senatorische Adel im spätantiken Gallien, 1948. は詳細に論じており、たとえばその Anhang に収められた人名表では 73. Comes Britianus (an. Vor 555). 197. Senator et comes Hortensius. (an. 532, 533). 275. Comes Palladius. (Um 570.) 等があげられている[73]。

トールのグレゴリウスはフランク人史の中で六世紀におけるローマ人名の伯の名を屢々あげており、Arvern に五回、Auxerre に二回、Dax に一回、Javols に三回、Limoges に二回、Tour に一回となっている。しかし Senatorialadel は六〇〇年を境としてそのシュテンデ的な性格をなくしてしまう。それにもかかわらず伯の官職の性格は変化しなかったと V. Guttenberg は述べている[74]。

このようにグラーフシャフトの Amtscharakter を純粋に資料の中で考察することは高く評価される。しかし乍ら Comitatus についてこれまで達成された見解を全面的に否定し去るには多くの難関がある。

（尚カロリングの社会経済構造の転換と王権の革新は伯職制の展

…十一人。

(6) Karl Glöckner, Codex Laureshamensis. Dritter Band. S. 272. Grafenliste. Adalbert (904), Adelhart (855-870), Ansfrit lothr. Pfalzgraf (855, 866), [Ansfrit (969)], Arnolf (904), Baugolf (vor 773, 782), Burkart (897), Dragebodo (897), Erinfrit (877, 904), Erkenbert in Oberschwaben (777), Erkanger (912), Franco (8/9 Jh.), Frodegar (772), Gebhart im Rheingau (897), Gerolt [Vater O. Bruder der Königen Hildegart] (777-784), Giselbert im Darnaugau (866), Gozbert im Glemsgau (902), Guntram I., Graf, Missus regis (775-789), Guntram II, Graf (784-837), Guntram, elsäß. Graf (953), Hatto (767-779), Hagino (772), Heimerich. Sohn. Gr. Cancors (784?), Hildiwart (866), Cancor (764-772), Konrat. Gr. i. Lahngau (773), Corso, Gr. v. Toulouse (773), Cristan (877), Liutfrit im Lobdengau (897-908), Megingoz (860), Milo (8./9. Jh.), Maorlach (788), Raffolt (790), Rothlant (772), Ruodi (793), Rupert (8Jh.), Rudhart (897), Sigehart im Kreichgau (858), Swicger (790), Uto im Rheingau (917), Walaho im Wormsgau (881-897), Warin (765-792?), Werinher in Worms (771), Werinher im Lobdengau (825-877), Widegowo (799-823), Wiching (772)（メロヴィング時代の伯領は110-120と推定されている。）

(7) G. Waitz, Sohm, H. Brunner, v.Below, H. Mitteis.

(8) Erich Freiherr von Guttenberg, Iudex h.e. comes aut grafio.

(9) Lex salica (Geffcken) Tit. 41; 54.

(10) H. Mitteis, Der Staat des hohen Mittelalters. SS. 34-44.

(11) L. Schmidt, Geschichte der Wandalen. S. 176 ff.

(12) E. F. v. Guttenberg, ibid., S. 98.

(13) Nov. 1c. 7 (Cap. II. 3). Nov. 1c. 9 (Cap. III. 1.)

然し comites Gothorum provinciae は属州内でローマの iudex と並行または上位に立っていた。(H. Mitteis. ibid., S. 35.)

(14) Alfons Dopsch, Die Wirtschaftsentwicklung der Karolinger Zeit. 2. Teil. S. 359. F. Lütge, Die Agrarverfassung. S. 109.

(15) 此の部分は恐らく Dagobert I. 以前つまり七世紀に成立したと考えられる。(E. F. v. Guttenberg, ibid., S. 109.)

(16) Erich Frhr. v. Guttenberg, ibid., SS. 109-110.

(17) J.-P. Migne, Patrologia latina. Tom. LXXI. pp. 302-303.

(18) J.-P. Migne, ibid., P. 304.

(19) J.-P. Migne, ibid., P. 351.

(20) J.-P. Migne, ibid., P. 351.

(21) ibid., pp. 363-364.

(22) J.-P. Migne, ibid., P. 423. anno 584, Willachario Aurelianensi comite, qui nunc Turonis acceperat.

(23) Migne, ibid., P. 363.

(24) Migne, ibid., P. 461.

(25) Migne, ibid., pp. 452-453.

(26) Migne, ibid., P. 534.

(27) Migne, ibid., P. 412.

(28) Migne, ibid., P. 461.

(29) Migne, ibid., P. 436.

(30) Migne, ibid., P. 303, altercantibus inter se pro hac actione comitatus. ibid., P. 304. ad renovandam actionem (comitatus).

(31) Migne, ibid., P. 461. Exinde dum pagum urbis in hoc officio circumiret.

(32) Migne, ibid., P. 304. Peonius vero hujus municipii comitatum regebat.

(33) Migne, ibid., pp. 206-207.

(34) O. M. Dalton, The history of the Franks by Gregory of Tours. Volume 1, pp. 158-61, 202.

(35) Migne, ibid., P. 534.

(36) Historia Francorum, VIII, 18.

(37) Migne, ibid., P. 209. N.

(38) Migne, ibid., P. 461. N.

(39) Stiefbruder Pippin des Jüngeren.

(40) Lex Baiwariorum (M.G.) II, 4, 5. では太公の伯の面前で (ante comitem suum [ducis]) (ibid., II, 4, S. 297.) 又は伯の太公に申告す (dicat duci suo [comitis]) というようにのべ、また国王の任命した太公及び人民が選挙した太公 (ibid., II, 1. S. 291.) の別が示されている。

(41) 若し並行関係にあるとすれば「一つのマルク内の若干の伯のグループはそのグループの伯の二人に太公の権威を与えねばならなかった」(J. Calmette, Charlemagne. P. 213.) と言った見解に通じてくる。

(42) Erich Frhr v. Guttenberg, ibid., S. 117.

(43) Alfons Dopsch, Die Wirtschaftsentwicklung der Karolingerzeit. 1922. 2. Teil. S. 359.

(44) Heinrich Mitteis, Der Staat des hohen Mittelalters. S. 363.

(45) H. Mitteis, ibid., S. 53.

Ferdinand Lot, La fin du monde antique et le début du moyen âge. 1927. P. 415.

(46) H. Mitteis, ibid., S. 44.
(47) H. Mitteis, ibid., S. 81.
(48) *ἐπίσκοπος* (L. Schmidt, Geschichte der Wandalen. S. 34.) Principes, satrapae. (H. Mitteis, ibid., S. 80.)——Sachsen.
(49) Migne, ibid., P. 654.
(50) Migne, ibid., P. 660. Anno DCXL.
しかし伯は裁判の機能をも失っておらずアイヌルフ伯がアルビオデル村の裁判でエルメンフレドゥスなる者によって殺されている(Ermenfredus……Aenulfum comitem in Albiodero vico in mallo interfecit. Migne, ibid., P. 658.)ことからも立証できる。(六四〇年)
(51) Erich Frhr. v. Guttenberg, ibid., S. 118.
(52) Samuel Dill, Roman society in Gaul in the merovingian age. P.140.
(53) Samuel Dill, ibid., P. 141.
(54) O. M. Dalton, The history of the Franks. Volume I. P. 160.
(55) Pagenses は civitas の住民でありまたその領域は伯の支配にある。(Samuel Dill, ibid., P. 141.)
(56) Erich Frhr. v. Guttenberg, ibid., S. 119.
(57) Erich Frhr. v. Guttenberg, ibid., S. 120.
(58) H. Mitteis, ibid., SS. 44-45.
(59) Erich Frhr. v. Guttenberg, ibidem., SS. 120-121.
(60) Erich Frhr v. Guttenberg, ibidem. S. 122.
(61) ibidem. S. 122.
(62) ibidem. S. 122.
(63) Karl Jakob, Quellenkunde Erster Band. S. 108.
(64) Erich Frhr. v. Guttenberg, ibidem. SS. 122-124.
(65) ibidem. S. 124.
(66) Migne, ibidem. P. 674. Fredegarii scholastic chronicum continuatum. Pars secunda.
(67) Erich Frhr. v. Guttenberg, ibidem. S. 124.
(68) ibidem., SS. 125-127.
(69) Dronke, Codex. Nr. 87.
(70) F. Lütge, Agrarverfassung. S. 28.
(71) MG. SS. I. S. 32 (XV).
(72) Erich Frhr. v. Guttenberg. S. 129.
(73) 例えば六世紀の Auvergne では einheimische Große がほとんどもっぱら Comes-Amt の所有者としてあらわれる。(ibidem. S. 119.) これらの人々は王の奉仕や土地所有を基礎にしていた。(S. 112.)
(74) ibidem. S. 128.

賃金・雇用分析の計量的基礎

——家計の労働供給機構の計測と理論(1)——

小尾恵一郎

Ⅰ 問題の所在と分析の焦点
1・1 労働供給分析と雇用～賃金決定機構の分析
1・2 家計行動理論のための労働供給分析
1・3 所得の成長および循環過程における供給曲線の不可逆性
Ⅱ 労働供給函数の計測——準備的計測結果——
2・1 計測における資料の問題
2・2 計測の基本方針
2・3 理論模型（その一）
2・4 準備計測（その一）——対数線型選好場による近似——
2・5 準備計測（その二）——二次形式選好場による近似——
2・6 準備計測（その三）——Gauss の近似接近最小自乗法による——
賃金・雇用分析の計量的基礎
2・7 特定仮説の下での計測
Ⅲ 変位する選好場の計測
3・1 理論模型（その二）
3・2 供給函数計測結果と選好場変位の導入
3・3 選好場、およびその変位の計測
3・4 計測結果の検証
Ⅳ 労働供給曲線の不可逆性
Ⅴ 結語

Ⅰ 問題の所在と分析の焦点

この稿は家計の労働供給機構の理論および計測に関する研究（文献12・13・15）の続篇をなすものである。

1・1 労働供給分析と雇用～賃金決定機構の分析

雇用量（および賃金）の決定とその変動の機構を説明するために、賃金〝水準〟と社会の総需要および供給労働量との関係を示す総計